

監査結果に関する措置状況報告書

報 告 番 号：報告監4の第12号

監 査 の 対 象：令和3年度監査委員監査 市設建築物（一般施設）の維持管理に係る事務

所 管 所 属：都市整備局

通知を受けた日：令和4年7月5日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
1	一般施設の個別施設計画の市民への情報発信について改善を求めたもの 個別施設計画の市民等への情報発信について、大阪市ホームページを確認したところ、個別施設計画（全91計画[令和3年4月1日時点]）の存在については明記しているが、計画ごとの策定主体、計画名称及び策定主体が一般施設にかかる個別施設計画作成ガイドラインに沿って計画を策定したことが計画策定後1年以上経過した現在も情報発信できていなかった。 【指摘事項】 都市整備局は、施設所管所属と連携し、まずは各個別施設計画ごとの策定主体、計画名称及び策定主体が一般施設にかかる個別施設計画作成ガイドラインに沿って計画を策定したことを大阪市ホームページに掲載するなど、市民等への情報発信を進めること。	一般施設の個別施設計画の市民への情報発信について、施設所管所属と調整を行い、令和4年4月15日に大阪市ホームページに個別施設計画の策定主体等を示した「一般施設にかかる個別施設計画」(全90計画[令和4年4月1日時点])を掲載した。	措置済	令和4年4月15日
2	事故原因等の共有について改善を求めたもの 市設建築物で老朽化等による事故が起きた際、全ての施設所管所属との情報共有は行われていたが、事故原因等まで詳しく情報共有できていなかった。 【指摘事項】 都市整備局は、事故が起きた市設建築物の事故原因等を、他の施設所管所属と共有する仕組みを構築し、適時に他の施設所管所属と情報共有を行い、その際には、必要に応じて日常点検で注意すべきポイントを添えるなど、全ての市設建築物における事故の再発防止に向けた取組を支援すること。	施設所管所属から事故原因等を含む市設建築物にかかる事故情報を提出させ、それらを取りまとめたものを、全ての施設所管所属が参加する「市設建築物マネジメント推進連絡会」や、適宜発出する通知文により情報共有する仕組みを構築し、令和4年4月から新たに開始した。 また、令和4年6月21日に開催の「市設建築物マネジメント推進連絡会」幹事会において、新たに構築した情報共有の仕組みを全ての施設所管所属に説明するとともに、令和3年度に起こった市設建築物の事故情報について、事故原因等を含めて施設所管所属と共有した。その際には、「市設建築物日常点検ハンドブック」等を参考に、日常点検で注意すべきポイントを添えて事故の情報共有を行うことにより、事故の再発防止に向けた取組支援を強化した。	措置済	令和4年6月21日